

付 録 編

『2011（平成23）年度「大学評価」結果報告書』用語集

本報告書に掲載された用語を中心に、原則として、高等教育界で一般的に使用されている専門用語および関連用語について解説を付した。

用語	解説
アカデミック・アドバイザー制度	一般的に、専任教員や各分野の専門家などが、学生からの履修方法や学習方法・内容などについての相談に応じ、適切な助言を行う制度のこと。
アカデミック・ハラスメント	→「ハラスメント」参照。
アドミニストレーター	大学経営における管理運営に従事する職員のこと。近年の大学を取り巻く厳しい社会情勢の中、アドミニストレーターの養成が求められている。
eラーニング	electronic learningのこと。コンピュータやネットワークなどの情報技術を活用した教育のことをいう。教室における学習と比較して、遠隔地でも学習できる点や、コンピュータを利用した教材を利用できる点が特徴。
インターンシップ	学生が自らの専攻、将来のキャリア・プランに関連して、在学中に一定期間、企業その他で就業体験を積むための制度。正規の教育課程として位置づけ、単位を取得できる授業科目としているもの、授業科目ではないが、大学などの活動と位置づけているもの、大学とは無関係に企業が実施するものなどがある。
インパクト・ファクター	学術雑誌の影響度を計るために世界中で利用されている指標。学術雑誌等に掲載される引用文献・参考文献をもとに算出される。現在はトムソン・ロイター社の引用文献データベース「Web of Science」に収録されるデータをもとに、毎年算出・提供されている。なお、研究者個人の論文等の影響度を計る指標であるサイテーション・インデックス（Citation Index）とは異なる。
AO入試	アドミッション・オフィス入試。学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定することを目的とした入学試験のこと。
エクスターンシップ制度	学外で実務の研修を積むことを意味し、主に法科大学院のカリキュラムとして短期間、弁護士事務所や企業の法務部、官公庁などで法律実務の研修を積む制度。
エクステンションセンター	拡張を意味するエクステンション（extension）という言葉に由来し、大学の教育・研究を広く社会に対して還元するための組織である。各種公開講座や資格対策の授業などを受講者に提供している。
MD－PhDコース	医学部教育に大学院博士課程を組み込んだカリキュラム。このため、医学士（M.D）に加えて医学博士（PhD）の学位を得ることができる。
オープン・リサーチ・センター整備事業	私立大学学術研究高度化推進事業の1つ。学外の幅広い人材を受け入れたり、研究成果等を広く公開（貴重な学術資料等の保存・公開を含む）するなど、オープンな体制の下で行われるプロジェクトの実施に必要な研究施設、研究装置・設備の整備に対し、重点的かつ総合的支援を行う。 →「私立大学学術研究高度化推進事業」参照。

用語	解説
OSCE (客観的臨床能力試験)	Objective Structured Clinical Examinationの略。医学生の実技・態度を客観的に評価する臨床能力試験のこと。学生が複数の実技試験会場を回り、各会場で課題となっている実技を模擬患者や患者役学生、救急蘇生人形を相手に行い、それを評価者(教員)が評価表に沿って評価する試験方法。
OPAC	Online Public Access Catalogの略。コンピュータ上で利用できる目録情報データベースを検索するシステム。インターネットを経由して利用できるようにしている図書館も多く、その場合はWeb OPACと呼ぶこともある。
オフィスアワー	学生からの授業科目等に関する質問や学生生活上の相談等に応じるための時間枠として、教員があらかじめ示した特定の時間帯のこと。その時間帯であれば、学生は基本的には予約なしで研究室を訪問し、質問や相談を行うことができる。
外部評価	学外の評価者によって行われる評価。第三者評価との違いは、被評価者が、評価者および評価項目を決定するところにある。 →「第三者評価」参照。
科学研究費補助金	政府による研究推進策の1つであり、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする「競争的資金」である。 →「文部科学省による競争的資金」参照。
学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	学位の授与にあたり、学生に対してどの程度の知識・技能の修得を求めるとの程度、課程修了時において到達すべき学修内容や水準を明らかにしたもの。あわせて、学位授与のために必要な諸要件についても、学生に対して明示することが求められる。 →「学位論文審査基準」参照。
学位論文審査基準	学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあって、学位授与に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準。大学は、これを明らかにし、予め学生が知ることができる状態にしていることが求められる。
学習成果	授業科目や教育課程など、大学による教育活動によって学生が習得した知識、技術、態度などのこと。
学習と学修	本協会では、単位の修得や修了認定に直接かかわる学習のみを「学修」とすることで、より広い意味に用いる「学習」と区別している。
学士力	中央教育審議会が、大学卒業までに学生が最低限身につけなければならない能力を「学士力」と定義し、国として具体的に示す素案をまとめたもので、「学士課程教育の構築に向けて(答申)」で示されている。「大学全入時代」の到来を迎え、「大卒者(学士)」の質を維持する狙いがあり、主な内容は、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」の4分野で構成されている。各大学に対しては、大卒の水準維持のため、学部別や全学的な卒業認定試験を実施することなどを提案し、厳格な卒業認定を求めている。
学生の受け入れ方針 (アドミッション (ズ)・ポリシー)	大学がどのような資質・能力・態度を備えた学生を受け入れるのかについて、理念・目的や教育目標との関連から明らかにしたもの。 →「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」参照。

用語	解説
課程制大学院制度	現行の大学院は、一定の教育目標、修業年限および教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場として位置づけられており、そのような教育目標、修業年限および教育課程を有し、当該課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする大学院制度のこと。
課程博士	学位規則（昭和28年文部省令第9号）第4条第1項に規定する者。博士課程の修了の要件は、大学院に5年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査および試験に合格することとされており、一般的にこの課程を修了した者に対し授与する学位を指す。
科目等履修生制度	当該大学の学生以外の者で必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者を受け入れる制度。正規の学生と同様、履修した授業科目の成果として単位を取得することができるため、当該履修者が正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ算入することも可能である。
カリキュラム・マップ	学生が科目と学習成果の関連を理解したり、コースや教育課程全体の学習構造を俯瞰できるように、カリキュラムを図式化したもの。
帰属収入	当該会計年度の収入のうち、学校法人の負債とされない収入をいう（学校法人会計基準第16条）。
基本金	<p>学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして（学校法人会計基準第29条）、その帰属収入のうちから組み入れるもので、以下のように分類される（学校法人会計基準第30条）。</p> <p>①学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額または新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額（第1号基本金）</p> <p>②学校法人が新たな学校の設置または既設の学校の規模の拡大もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額（第2号基本金）</p> <p>③基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額（第3号基本金）</p> <p>④恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額（第4号基本金）</p>
CAP（キャップ）制	単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間の履修登録単位数に上限を定める制度。「年間履修登録単位数の上限設定」の意として使われるようになった。 →「年間履修登録単位数の上限設定」参照。
キャリア・ディベロップメント・アドバイザー（CDA）	国内でキャリアカウンセリングを行う実務家のための認定資格。個人の特性と職業特性のマッチングをはかり、キャリアの方向性を明確にすることと、個人の人生における選択をサポートし環境の変化に対応するノウハウを提供する。（「特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会」ホームページ参照、 http://www.j-cda.jp/ ）
キャリア・アドバイザー キャリア・カウンセラー	個人の興味、能力、価値観、その他特性を元に、個人にとって望ましい職業選択を支援し、自らを高めていけるようにするキャリア形成の専門家。近年大学においてはキャリア形成の支援に力を入れる傾向があり、その中心的役割を果たしている。

用語	解説
キャリア教育 (キャリア形成支援教育)	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。「キャリア教育」の推進は、主に学校教育と職業生活との接続の改善、つまり、学校から職業への移行にかかる課題を克服する観点から要請されている。
キャンパス・アメニティ	キャンパス環境の快適性。キャンパスが学生等の生活の場でもあるとの観点から、特に福利厚生、課外活動、スポーツ、文化活動等の施設に関して使われることが多い。
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）	それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目や、学生の円滑な履修を促すための教育方法について明らかにしたもの。 →「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」参照。
教育研究活動等の状況についての情報の公表	学校教育法施行規則により義務化されている事項。学校教育法施行規則では、大学の教育研究上の目的に関することをはじめ、9項目の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものと規定されている。また、公表方法についても、刊行物への掲載やインターネットの利用など広く周知を図ることが求められている。
クリニカル・クラクシップ	「診療参加型臨床実習」のこと。知識偏重の教育より実際の患者を診ることを重視したもので、学生が病棟に所属し、医療チームの一員として実際に患者の診療に携わる臨床実習の形態。
兼担教員	兼務担当教員。学部等の特定の組織に所属している専任教員が、その所属以外の学部等が開設している授業科目を担当する教員のこと。
兼任教員	当該大学を本務校として籍を置く専任教員と異なり、当該大学に籍を置かずして授業科目を担当する教員のこと。
コア・カリキュラム	主として当該分野において中核（コア）をなす教育科目群のこと。
講座制と学科目制	講座制、学科目制ともに大学の教員組織における類型の1つ。 講座制の「講座」とは教員の所属組織のことであるが、独立した専攻分野ごとに教授、准教授、助教などが1人ずつ配置されているものを「小講座制」と呼ぶ。また、比較的大きな学問領域を基本単位として設定し、複数の教授、准教授などで構成するものを「大講座制」と呼ぶ。大講座制においては、教員は専門分野を異にしているものの、お互いの専門を緊密に関連させて1つの講座を形成している。ちなみに、多くの大学の医学部でとられている各医局を単位とした講座制については、とくに「医局講座制」と呼ばれる。 これに対して、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を必要に応じて置く制度を「学科目制」という。 なお、2006（平成18）年3月の大学設置基準の改正により、講座制や学科目制の規定は削除された。
コースワーク	学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修する制度。大学院教育の組織的強化、課程制大学院教育の趣旨を実現する手段として、講義や実験などで実践的な専門知識を養うプログラムとされる。

用語	解説
国立情報学研究所 (N I I)	<p>National Institute of Informaticsの略。情報学に関する総合研究に加え、学術情報の流通のための先端的な基盤の開発と整備を行う大学共同利用機関として、2000（平成12）年4月に設置された。2004（平成16）年4月から大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究所の1つとして活動している。下記に、関連用語およびその解説を付す。</p> <p>GeNii N I I が提供する各種の学術情報サービスの検索システムとして、また外部の情報との連携を図るために、2005（平成17）年4月より従来のNACSIS-I Rにかわって構築された学術コンテンツ・ポータル。学術論文、図書・雑誌、研究成果概要など多様な学術情報を統合的に検索できる。なお、学術情報の種類ごとに検索できるよう、CiNii、Webcat Plus、KAKEN、N I I -DBR、JAIROといった検索の入口を設け、GeNiiのサービスを構成している。</p> <p>NACSIS-CAT N I I が提供する目録・所在情報サービスの略称で、オンライン共同分担目録方式により全国規模の総合目録データベース（図書/雑誌）を形成するためのシステム。</p> <p>NACSIS-Webcat NACSIS-CATのデータベースをWWW上で検索できるシステム。</p> <p>NACSIS-ILL NACSIS-CATのデータベースを利用して、図書館間で行われている相互貸借サービス（文献複写や資料現物の貸借の依頼および受付）のメッセージのやりとりを電子化したシステム。</p>
コンソーシアム	<p>大学、地方公共団体、民間団体等の複数機関が参加して協定を締結し、大学と地域社会、および産業界のつながりや大学相互の結びつきによって、学術研究、文化芸術活動等を促進するために組織された団体のこと。</p>
サービス・ラーニング	<p>地域社会が抱える課題などを解決するために、学問的な知識や技能を用いて社会活動を行い、学生に社会的責任や役割を認識させることを目的とした教育方法。</p>
財務三表	<p>私立学校振興助成法に規定する学校法人が、学校法人会計基準（文部省令第18号）に従って会計処理を行い作成する財務計算に関する書類のうち、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」をいう。</p> <p>資金収支計算書は、毎会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容ならびに当該会計年度における支払資金の収入および支出の顛末を明らかにする（学校法人会計基準第6条）。消費収支計算書は、毎会計年度の消費収入および支出の内容および均衡の状態を明らかにする（学校法人会計基準第15条）。貸借対照表は、毎会計年度末における資産および負債、基本金、消費収支差額の内容および在り高を明らかにするもの。</p>
査読	<p>→「レフェリー制」参照。</p>
サバティカル制度	<p>教員が6ヶ月から1年程度の期間、大学における業務が免除され有給休暇が取得できる制度。欧米の大学において普及している制度で、日本では主として、国内外の教育研究機関等において研究活動に従事する機会を与えることにより、大学教員の資質向上および研究教育の発展を図ることを目的としている。</p>

用語	解説
CNSコース	専門看護師（CNS：Certified Nurse Specialist）を養成するコースのこと。専門看護師は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族および集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識および技術を深め、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを役割としており、特定の専門看護分野において、卓越した実践能力を有する看護師に対し、日本看護協会が認定している。
GeNii	→国立情報学研究所参照
CBT (共用試験)	医学系、歯学系および薬学系の学生に対して、臨床実習に臨む前の学生に必要な知識・技能が備わっているか測定・評価する、コンピュータを利用した試験。Computer Based Testingの略。
GPA制度	Grade Point Average制度の略。授業科目ごとの成績評価を段階で評価し、それぞれの評価に対応するようにグレード・ポイントを付与して1単位あたりの平均値を算出し、一定水準を卒業等の要件とする制度。
JABEE (日本技術者教育認定機構)	Japan Accreditation Board for Engineering Educationの略。技術系学協会と連携しながら技術者教育プログラムの審査・認定を行う非政府団体。日本の理工系教育の水準の国際的なレベルを確保することを活動の目的としている。
収容定員	大学・学部等が全学年で受け入れる学生定員のこと。 大学設置基準では、収容定員は大学側が教育上の諸条件を総合的に考慮し、教育にふさわしい環境確保のために適正に管理するものとしている。
授業評価 (授業評価アンケート)	教育の質の向上のため、学生等による授業評価を行い、その結果をもとに教員が授業内容の改善に役立てることなどを目的に実施される。各大学によって実施方法等は異なるが、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一部として行われることも多い。
消費支出 (消費支出超過額) (消費支出比率)	当該会計年度において消費する資産の取得価額および当該会計年度における用役の対価に基づいて計算される支出をいう。人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等利息など。
消費収入	当該会計年度の帰属収入額から同年度において基本金に組み入れる額を控除した収入をいう。学生生徒等納付金、寄附金、補助金、事業収入など学校法人に帰属する収入で、借入金、前受金、預り金などは含めない。
申請資格充足年度	本協会では、評価を受ける大学・学部・研究科について、開設後、完成年度から1年を経過した年度を「申請資格充足年度」としている。 →「完成年度」参照。
スカラシップ制度	成績優秀者など、特定の条件を満たした者に対して奨学金（スカラシップ）を与える制度。奨学金（スカラシップ）を受けることを前提とした入学試験形態のことを指す場合もある。
スクーリング	通信教育の課程で、一定期間通学して受ける面接授業のこと。授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技などにより行う。
スタッフ・ディベロップメント (SD)	大学経営、教育研究活動の支援に関わる職員の人材育成・資質向上のための取り組みの総称（職能開発）。
スチューデント・アシスタント (SA)	一般的に、学部授業に関するチュータリング（助言）や実験、実習、演習などの教育補助業務を行う学生のこと。

用語	解説
スモールグループ ディスカッション (SGD)	学生の協調性や積極性を育み、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養うため、学生を少人数のグループに分け、ディスカッションを行いながら意見をまとめ発表させる学習法。
設置基準	大学、大学院、専門職大学院等の設置認可申請を行う際に満たさなければならない審査基準および認可後の大学、大学院等が備えておくべき最低限の基準で、文部科学省の省令。
設置計画履行等 状況調査	文部科学省令などに基づき、大学などの設置認可時などにおける留意事項および授業科目の開設状況・教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、文部科学大臣が大学からの報告をもとに、書面、面接または実地により調査を行い、各大学の教育水準の維持・向上および、その主体的な改善・充実に資することを目的として行われるもの。なお、設置計画履行等状況調査は「アフターケア」ともいう。
設置認可	<p>大学や学部等を設置する際、文部科学大臣に許可を得るためのプロセス。設置するためには、最低限に求められる大学設置基準等を満たす必要があり、この基準に照らして教育課程等の状況を大学設置・学校法人審議会が審査し、問題がなければ認可（設置認可）される。</p> <p>かつては大学等を設置する場合、全ての案件について認可が必要であったが、学問の進展や社会の変化等に対応し、時代の要請に対応した教育研究体制づくりを促進させ、弾力的な組織改編を可能とするため、学部・学科等の設置に当たっては、学問分野を大きく変更しないものは、認可を要しないこととし、文部科学大臣にあらかじめ届け出ること（届出制）で足りることになった（2004（平成16）年度開設のものから適用）。一方で、認可事項は必要最低限のものに限定することとし、一律に認可を必要とする事項は、大学そのものの設置・廃止、設置者の変更のみとなった。</p>
セメスター制 (複数学期制) (セメスター)	一般的には1学年2学期制の授業形態。3学期（トリメスター）制、4学期（クォーター）制などもある。1つの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度。1学期の中で集中的に履修し、学習効果を高めるとともに、海外の大学への留学をしやすくする面もある。通年制を単に2分割しただけのものをセメスター制と称する大学もある。
専攻科	大学卒業者または、これと同等以上の学力をもつ者に対して「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」を目的として大学に設置される教育課程のこと。1年以上の修業年限が定められている。たとえば、特別支援教育や助産学などの専門性を高めるための課程がおかれている。なお、短期大学、高等専門学校においても設置できる。
大学院設置基準第 14条特例	大学院設置基準第14条にある「教育方法の特例」。社会人が働きながら大学院で学べるように、夜間や休日にも授業または研究指導を行うことができると規定したもの。
大学基準	本協会が行う大学評価の基準となるものであり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針となるもの。 →「大学評価」参照。
大学生の就業力育 成支援事業	文部科学省による大学への補助金の一つ。学生の社会的・職業的自立を促すための新たな取組を支援することを目的としている。

用語	解説
大学評価	<p>本協会において大学評価は、①本協会が定める大学基準等に適合していることをもって、社会に対しその質を保証すること、②評価結果の提示とその後の改善報告書の提出とその検討というアフターフォローを通じて、当該大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援することを目的として実施している。特に、社会に対して保証する「大学の質」については、当該大学が自身の掲げる使命や目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつける＝自己改善を進めるシステムを持っていること、の2点を重視している。</p> <p>なお、本協会は2004（平成16）年に機関別認証評価機関（大学）として認証されており、本協会の大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたことになる。</p>
第三者評価	<p>高等教育機関（大学や大学院など）とは独立した第三者組織が選任した評価者により、同組織固有の評価基準・評価項目等にしがって行われる評価。</p> <p>→「外部評価」参照。</p>
ダブルディグリー制度	<p>共同学位制度。2つの大学・大学院もしくは学部・研究科等に一定期間在籍し、一定の成績を修めた場合、両方の学位を取得できるプログラム。デュアルディグリー制度ともいう。</p>
単位互換	<p>大学・短期大学が、国内外の他の大学・短期大学と相互に単位互換協定を締結し、教育上有益と認めるときは、これらの大学に所属する学生等が、他大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を所属する大学の単位として認定するもの。</p>
単位従量制学費制度	<p>学生がその履修する単位数に応じて授業料を支払う制度のこと。</p>
単位制 (単位制度)	<p>日本の大学制度において、1単位は、教室等での授業時間と準備学習・復習時間をあわせて45時間の学修を標準とする教育内容をもって構成された、単位制度を基本としている。しかし、実際には、必ずしも単位制の趣旨が徹底されているとはいえず、CAP制やGPA制度を導入するなど、「単位制度の実質化」に向けた取り組みが図られている。</p>
チューター制度 (チュータリング制度)	<p>在学生・教職員等が学生に対して、学習や生活上の精神的サポートとして、支援・助言を個別に行う制度。主に外国人留学生に対して個別の課外授業を行うなど、留学生の学習、研究効果の向上を図る制度を指すことが多い。</p>
チュートリアル教育	<p>主に、少人数で構成された学生グループで課題を検討し、思考を重ねながら掘り下げていき、解決していく教育方法のこと。能動的に知識を探求する能力を獲得することを目的としている。教員はチューターと呼ばれ、知識を伝授するのではなく学習プロセスを補佐する支援・助言者である。</p>
昼夜開講制	<p>学生の授業選択における時間的範囲の拡大を目的として、同一の教育研究組織・教育組織において昼間および夜間の双方の時間帯に授業を行うこと。</p>
長期履修制度	<p>職業を有しているなどの個人の事情に応じて、学生が大学の標準修業年限を越えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修し卒業することを認める制度。</p>
ティーチング・アシスタント (TA)	<p>一般的に、学部学生等に対する助言や、実験・実習・演習等の教育補助業務を行う大学院学生のこと。優秀な大学院学生に教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の経済的援助をすることを目的としている。</p>

用語	解説
電子ジャーナル	オンラインおよび電子媒体によって配布される雑誌（ジャーナル）のこと。冊子体より早く出版されるため、情報を迅速かつ確実に、また冊子体よりも安価に入手できる。
導入教育	一般的に、大学等において、中等教育から高等教育へ進む際に、専門分野における学習や大学生活全般における円滑な移行を支援する教育のこと。入学前教育や初年次教育、高等学校時の未履修科目の補習教育（リメディアル教育）も導入教育に含まれる。
特定課題研究論文	従来の修士論文に相当し、学生が所属する専攻のコースワークの内容に関連する特定の課題・分野を選択し、研究指導教員のもとで執筆を行う論文を指す。社会人学生が自身の就労経験などに基づいた問題意識を研究課題とする場合もある。 →「コースワーク」参照。
独立研究科	特定の学部に基づき置かない、または複数の学部や研究所等と連携して設置する研究科のこと。
内部質保証	大学の質を保証するために構築した恒常的プロセス。大学はそのプロセスにおいて、P D C Aサイクルを適切に機能させ、一定の基準を満たしていることを、大学自らの責任で説明・証明することが求められる。
N A C S I S - C A T N A C S I S - W e b c a t N A C S I S - I L L	→国立情報学研究所（N I I）参照。
入学前教育	大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等について、大学合格者を対象に入学するまでの間に行う教育のこと。 →「導入教育」参照。
認証評価	文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が、大学、短期大学、高等専門学校、および専門職大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、評価基準に基づき行う評価。大学等は、政令で定められた期間ごとに、認証評価機関のいずれかを選択して認証評価を受けることが、学校教育法により義務付けられている。
年間履修登録単位数の上限設定	1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を設定すること。履修単位数に上限を設定することで、学生の履修科目の過剰登録を防ぎ、個々の授業において1単位数45時間を標準とする単位制度の趣旨に沿った十分な学習量を確保することが可能となる。「大学設置基準」では上限を定めるよう努めなければならないとされており、上限をどのように定めるかについては各大学が適切に判断することになっている。
ノートテイク	身体に障がいがあり、大学の講義などでノートをとることに支障のある学生に対して、講義内容や先生の話していること、その場で起きていることなどを筆記し、同時通訳する人のこと。2名が1組となり、授業の際に障がいを持つ学生をはさむように座り、手書きまたはパソコンで交互に内容を伝える。
ハイテク・リサーチ・センター整備事業	私立大学学術研究高度化推進事業の1つ。最先端の研究開発プロジェクトを実施する研究組織を「ハイテク・リサーチ・センター」に選定し、研究開発に必要な研究施設、研究装置・設備の整備に対し、重点的かつ総合的支援を行う。 →「私立大学学術研究高度化推進事業」参照。

用語	解説
ハラスメント	大学等の教育研究機関において、学生と教員、教員と職員、あるいは学生・教職員同士といった一定の関係にある者が、相手の人格と尊厳を傷つける行為をすること。特に、相手を不快にさせる性的言動をセクシュアル・ハラスメント、地位、立場を利用した研究妨害・昇任差別等の不利益を与える行為をアカデミック・ハラスメントもしくはパワー・ハラスメントという。
ピア・レビュー	評価や審査、検査等のレビュー（批評、評論）が、当該レビュー対象について専門的・技術的な共通の知識を有する同業者・同僚（ピア）によって行われるものを指す。一般に、評価対象の質について高度な専門的知見に基づき評価を行うことが必要な分野などで用いられ、本協会の大学評価の基本としている。
ピア・サポート	同じ立場のもの同士の支え合い。ピア（peer）は同僚、仲間を意味する。大学では上級生が下級生に対してアドバイスするなど、学生同士の支え合いをさす。
PDCAサイクル	事業活動を行ううえで、業務を継続的に改善していくための方法の1つ。まず、大学の「理念・目的」を達成するための計画を立て（Plan）、それを実行し（Do）、実施した内容が計画に沿っていたかどうかなど、点検・評価を行い（Check）、点検・評価結果をもとに問題点や不具合に対する改善・見直しを行う（Act）。これら4つの段階を繰り返して、業務の改善・向上を図るもの。
ファカルティ・ディベロップメント（FD）	教員の資質向上を図るための組織的な取組の総称。本協会では、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてとらえている。
プレースメントテスト（プレースメントテスト）	一般的に、学生の学力を確認し、習熟度別クラス編成などを行うためのテスト。
別科	大学に入学する資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とした、修業年限が1年以上の課程。たとえば、留学生が日本語を修得するための課程として、日本語別科、留学生別科などがある。
ポートフォリオ	紙挟みの意から、学生の学修履歴や生活履歴を記録したもの。きめ細かい学修支援、学生生活支援、キャリア支援のために、活用されている。
ポスト・ドクター	博士号取得後、助手等の職に就いていない者で、大学等の研究機関で研究業務に従事している者。博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者を含む。
メンター	「良き指導者」などの意味。先輩が後輩や新人に指導や支援を継続的に行うもの。修学上の直接的な指導だけでなく、マナーや人間関係なども日常のコミュニケーションを通して支援する。
文部科学省による競争的資金	競争的資金とは、事前審査を経て配分される資金である。文部科学省には、「科学研究費」のほか、様々な競争的資金制度があり、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりや、大学教育の工夫や改革の取り組みなどが一層推進されるよう、国公立の別を問わず、競争的環境の下で、特色ある優れた取り組みを公募により選定・支援している。
UPI（大学生精神健康調査）	University Personality Inventoryの略で、学生の心の問題のチェックのために開発された心理テストのこと。

用語	解説
ラーニングコモン(ズ)	図書館において学生の自主学習を支援するための設備やサービスのこと。図書館の中に、従来はその外部にあったeラーニングセンターや、パソコンの利用などが可能な共有スペースなどを設けることで、学生の能動的な学習を可能としている。1990年代のアメリカやヨーロッパの大学図書館から登場し、近年、日本国内の大学においても導入されている。
ラーニングファシリテーター	授業補助や学生の指導だけでなく、学生と大学との間に立ち、両者の合意形成や相互理解に向けた調整役を担う人物のこと。大学院学生がこの役割を担うことが多い。
リエゾン・オフィス	産官学連携や地域連携のために大学などが設置する事務所や窓口のこと。大学などがもつ研究テーマと企業・行政・地域などのニーズを接続させ、共同研究・技術移転・事業化などを実施する。
リカレント教育	職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、一度社会に出た後に行われる教育。職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。
リサーチ・アシスタント(RA)	大学等が行う研究プロジェクト等に、博士後期課程在学者を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給をするもの。
リサーチワーク	大学院研究科課程において、学生が自身の定めたテーマについて、研究指導教授のアドバイスを受けながら研究論文を執筆する学修の方法。主に博士課程でこの方法が採られる。
リベラル・アーツ	専門職業教育としての技術の習得とは異なり、思考力・判断力を養うための一般的知識を提供し、知的能力を発展させて総合的な人間力を養うこと。
リポジトリ(学術機関リポジトリ)	大学等の学術機関において生産された研究成果や教育資源等のコンテンツ(知的生産物)を、学術機関自らが電子的形態で一元的に収集・蓄積・保存し、ネットワークを通じて当該機関内外に情報発信を行うシステム。
リメディアル教育	大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等を身につけさせる教育。補習教育と称されることもある。近年、大学による入試科目軽減措置、ならびに改正学習指導要領の施行による初中等教育内容の削減等により、基礎学力の不十分な学生や必要な教科目を学修していない学生が増加してきた。こうした問題に対処し、大学が自らの人材育成目標を達成するために、リメディアル教育は実施されている。 →「導入教育」参照。
レフェリー制	査読制のこと。投稿された論文に対し、査読者(通常、複数で匿名)による閲覧審査を行う制度。
連携大学院	学外における国立・独立行政法人、民間企業等と連携し、その施設・設備や人的資源を教育・研究に活用している大学院のこと。
連合大学院	2以上の大学が協力して教育・研究を行う研究科を置く大学院のこと。
論文博士	学位規則第4条第2項に規定する者。大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する学位を一般的に指す。

「大学基準」およびその解説

昭和 22. 7. 8 決定 昭和 46. 5. 18 改定
昭和 22. 12. 15 改定 昭和 49. 5. 14 改定
昭和 23. 5. 25 改定 昭和 54. 2. 20 改定
昭和 24. 5. 24 改定 平成 6. 5. 17 改定
昭和 25. 6. 13 改定 平成 16. 3. 5 改定
昭和 26. 6. 21 改定 平成 21. 9. 15 改定
昭和 28. 6. 9 改定 平成 22. 3. 12 改定

大 学 基 準

趣 旨

- 1 大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造および活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の実現に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である。
- 2 この大学基準は、大学基準協会が行う大学評価の基準となるものであり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針を定めるものである。

基 準

[理念・目的]

- 1 大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。

[教育研究組織]

- 2 大学は、その理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない。

[教員・教員組織]

- 3 大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。

[教育内容・方法・成果]

- 4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。

[学生の受け入れ]

- 5 大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。

[学生支援]

- 6 大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。

[教育研究等環境]

- 7 大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。

[社会連携・社会貢献]

- 8 大学は、社会との連携と協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。

[管理運営・財務]

- 9 大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な

管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。

[内部質保証]

- 10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。

大学基準の解説

趣旨

ここでは、大学のあり方について明らかにするとともに、大学基準の意義について述べている。

1 大学のあり方について

大学は、高度の教育および学術研究の中心機関として、豊かな人間性の涵養に留意しつつ真理の探究と人材育成に努め、不断に大学と社会の活動全般を検証し、大学としてふさわしい教育研究水準の維持・向上と、社会の福祉の向上に資する責務を負っている。

今日における学術研究の高度化、社会・経済構造の変化、国際化の進展は、大学の高度化・多様化・個性化の促進を要請している。一方で、大学は高度な専門性を有する者の集団として、社会の動向を建設的な見地から批判的に検証し、より良い社会の実現のための提言や知識の提供を行うことが、社会から求められている。大学は、これらの社会的要請にどのように対応しているか、絶えず自らに問いかけ、教育研究活動の改善向上に努めなければならない。

2 大学基準の意義について

大学基準は、本協会が大学評価を行う際の評価の基準として設定したものである。また、この基準は、各大学の理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針として機能することが期待されている。

大学基準は、この基準に基づいて行う大学評価を通して、自ら行う点検・評価を十全たらしめることとするほか、新たに正会員校となろうとする大学の改善・向上の努力を促すと

もに、すでに正会員校となっている大学についても現に大学が行っている努力の状況を自ら検証するための基準として活用されることを期待し、その充実向上と発展を促すことを目的としている。

大学基準の各項目は、それぞれの大学の特徴や立場を尊重しその改善・向上を促すという観点に立って、各大学の理念・目的を踏まえて、大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼をおいている。

基 準

ここでは、各大学の理念・目的を尊重しつつも、高等教育機関としての大学が守るべき基準について述べている。

1 理念・目的について

理念・目的は大学のもつ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法 第83条第1項）という大学の目的にも沿い、最高の教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有するものであることが必要である。

大学は、自ら掲げる理念・目的を具現化するために、教育研究活動に必要な組織・制度とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮することが必要である。同時に大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実向上のための検証を行う必要がある。

また、理念・目的は、刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知させるとともに、社会に対しても明らかにする必要がある。

大学は、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

2 教育研究組織について

大学は、理念・目的を踏まえ、その実現に必要な学部・学科・大学院研究科等の教育研究上の組織を編成・設置し、これを適切に管理・運営する必要がある。教育研究組織は、大学における活動単位として機能するものであり、各大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境に適切に対応したものである必要がある。大学は、教育研究上の組織の適切性について定期的に検証しその結果を改善に結びつけ、そのことを通し

て大学の潜在的能力を十分発揮させる必要がある。

3 教員・教員組織について

大学は、大学として求める教員像や教員組織の編制の方針を明確に定め、学部・研究科等の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を設けるとともに、組織ごとに十分な教員を配置し、教育と研究の成果を上げる必要がある。また、大学は、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制する必要がある。

大学は、教員の募集、採用、昇任等を適切に行うとともに、その地位の保障にも十分に配慮する必要がある。教員の採用に際しては、広く国内外に人材を求める等人事の活性化を図るとともに、明文化された基準と手続きに従い、公正かつ適切な方法で採用を行わなければならない。その際、大学は高度の教育機関であるとともに、学術研究の中心機関でもある点を考慮し、人格、教育研究指導上の能力、教育業績、研究業績、学界および社会における活動実績等に留意して、候補者を選考する必要がある。また、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に留意するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて教員の適正な男女比構成にも配慮することが重要である。

大学は、教員の資質向上を図るために、組織的に、また、多面的に必要な措置を講じなければならない。

4 教育内容・方法・成果について

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定めこれに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。

学位授与方針には、学位の授与にあたり、学位授与基準および当該学位に相応しい学習成果を明確に示す必要がある。また、教育課程の編成・実施方針には、教育内容、学修時間、科目の履修順序など教育活動の体系性を示すとともに、教育課程を構成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示す必要がある。

(2) 教育課程・教育内容

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成する必要がある。

教育課程の編成にあたっては、いずれの専門分野にあっても、国際化や情報化の進展、また学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。その際、学部・

研究科等の教育目標、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し体系的かつ効果的に編成する必要がある。

また、いずれの課程においても各課程にふさわしい教育内容を提供する必要がある。

(3) 教育方法

大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育効果を十分に発揮するために、教育方法の改善に多面的な努力を払う必要がある。

学生の学修意欲を促進させるために、適切な履修指導を行うとともに、適切なシラバスを作成し授業計画に基づいて教育研究指導を行い、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講ずることが必要である。

履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとることが必要である。また、教育の質を保証するために、厳格かつ適正な成績評価を行う必要がある。

大学は、教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

(4) 成果

大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない。

大学は、いずれの課程においても、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対して、学位を授与する必要がある。

5 学生の受け入れについて

大学は、その理念・目的および教育目標を効果的に実現できるよう、学生の受け入れ方針および学生収容定員を定める必要がある。

大学は、入学者の選抜にあたり、その受け入れ方針を基礎とし、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒および外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な選抜制度を採用し、また運用するよう努める必要がある。

大学は、学生収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持しなければならない。また、教育効果を十分にあげるために、過度な学生増は避け、大学の規模に見合う学生数を収容することが重要である。

大学は、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されているかに

ついて定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。

6 学生支援について

大学は、幅広く深い教養と専門的知識を身につけた人材を育成するという責務を果たすことが求められる。また、大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行う必要がある。そのために大学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明確にする必要がある。

学生の修学支援として、補習・補充教育の実施、障がい学生に対する修学支援等の充実に加え、学生生活の安定のために大学独自の奨学基金を設置し、これを適切に運用するほか、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させるなど、経済的支援が重要である。

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備する必要がある。また、学生の住環境に配慮することも望まれる。さらに大学は、学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントがないよう十分に配慮する必要がある。

学生の進路支援として、キャリア支援に関する組織体制を整備し、進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施することが必要である。

7 教育研究等環境について

大学は、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、大学の理念・目的を実現するために適切な施設・設備等を整備し、学生の学修と教員の教育研究環境を整えなければならない。とりわけ使用者の安全・衛生の確保に万全を期すとともに、学生の立場に立ったキャンパス環境の形成に努めることが重要である。

大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムを講築することも重要である。

大学は、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等のスタッフを適切に配置し、学生の学修および教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費・研究室・研究時間の確保に留意し、また、研究倫理に関する規定類を明文化するなど、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する必要がある。

8 社会連携・社会貢献について

大学は、その知的資源をもって学外の教育研究機関および企業・団体、地域等との連携・協力を促進する必要がある。さらに、大学が生み出す知識・技術等を社会に有効に還元するシステムを構築することが期待される。

大学は、これらのことを前提に、特性に応じた、社会との連携・協力に関する方針を定めるとともにこれを明示する必要がある。

とりわけ国際化への積極的な対応を理念・目的の中に掲げる大学においては、国際社会への貢献として、研究成果を国際学術誌等に速やかに公開すること、学外の研究者・留学生との情報交換・交流に努めること、途上国への知識・技術の供与等に努めることが期待される。

9 管理運営・財務について

(1) 管理運営

大学は、理念・目的を実現するために、明確な中・長期の管理運営方針を策定するとともに、それを構成員に周知させる必要がある。その際、同方針において民主的かつ効果的な大学の意思決定プロセスが担保される必要がある。また、わが国においては、大学の多くが教学組織と法人組織で構成されている現状に鑑みて、両者の権限と責任を予め明確にしておく必要がある。

管理運営は、関係法令に基づいて明文化された規定に従い、適切・公正にこれを行う必要がある。その一環として、学長、学部長、研究科長、理事等の権限と責任を明確化し、それらの任免方法および任免は適切に行う必要がある。

大学は、大学業務を円滑かつ効果的に行うために、適切な事務組織を設置し、これを十分に機能させなければならない。事務組織は、学生に対する支援と大学の教育研究の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成されるとともに、積極的に企画・立案能力を発揮し、大学運営を総合的に行える環境を整備する必要がある。そのためには、職員の採用・昇格に関する諸規程の整備等による優秀な人材の確保に加え、適正な業務評価に基づく処遇改善やスタッフ・ディベロップメント（SD）の活用等により、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する必要がある。

(2) 財務

大学は、教育研究を安定して遂行し、かつ中・長期の管理運営方針を実施するために、明確な中・長期財政計画のもと、必要かつ十分な財政的基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与すること

どまらず、世界の人材養成と学術研究を先導することができる教育研究水準を維持していくための基盤整備を図ることが求められている。そのため、大学の安定的な財政運営には、特段の配慮が必要である。

大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための組織・体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。

10 内部質保証について

大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。

また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続きを明確にする必要がある。

また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。

以 上

点検・評価項目

- 1) 申請大学が、大学基準に適合しているかどうかを判断するために、大学基準を構成する10の基準ごとに複数の「点検・評価項目」を設ける。
- 2) 「点検・評価項目」は評価の対象となる項目である。大学評価を申請しようとする大学は、「点検・評価項目」に従い「方針設定→実施→点検・評価→改善」のシステムが円滑に機能しているかを中心に自己点検・評価を行う。
- 3) それぞれの「点検・評価項目」においては、大学評価を申請しようとする大学が、適切に自己点検・評価するための参考となる視点として、「評価の視点」を示している。その採否は大学に委ねられる。客観的な論拠となるものであれば、各大学が独自に設定してかまわない。
- 4) 関連性の深い法令を「対応法令等」の欄に示している。なお、回欄で用いている略称は、それぞれ下記のとおりである。
【基】 教育基本法 **【教】** 学校教育法 **【教規】** 学校教育法施行規則 **【位】** 学位規則 **【学】** 大学設置基準 **【院】** 大学院設置基準
【専】 専門職大学院設置基準、**【告】** 文部科学省（文部省）の各種告示

1 理念・目的

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	理念・目的の明確化	【基】 大学（第7条） 【教】 大学の目的（第83条）、 大学院及び専門職大学院の目的（第99条） 【院】 修士課程の目的（第3条）、 博士課程の目的（第4条） 【専】 専門職学位課程（第2条）、 法科大学院の課程（第18条）
	実績や資源からみた理念・目的の適切性 個性化への対応	
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	構成員に対する周知方法と有効性	【学】 教育研究上の目的（第2条） 【院】 教育研究上の目的（第1条の2）
	社会への公表方法	
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		【教】 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）

2 教育研究組織

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。</p>	<p>教育研究組織の編制原理</p> <p>理念・目的との適合性</p> <p>学術の進展や社会の要請との適合性</p>	<p>【教】 通信教育（第84条）、学部（第85条）、夜間において授業を行う学部（第86条）、研究施設の附置（第96条）、大学院の設置（第97条）、夜間又は通信による研究科（第100条）、大学院のみを置く研究科（第101条）、大学院のみの置く大学（第103条）</p> <p>【学】 学部（第3条）、学科（第4条）、課程（第5条）、学部以外の基本組織（第6条）、外国に設ける組織（第50条）</p> <p>【院】 大学院の課程（第2条）、専ら夜間において教育を行う大学院の課程（第2条の2）、修士課程（第3条）、博士課程（第4条）、研究科（第5条）、専攻（第6条）、研究科と学部の関係（第7条）、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科（第7条の2）、基本組織（第7条の3）</p> <p>【専】 独立大学院（第23条）</p> <p>【専】 通信教育を行う課程（第25条）</p> <p>【専】 専門職学位課程（第2条）、法科大学院の課程（第18条）、教職大学院の課程（第26条）</p> <p>【告】 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準、大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準、専門職大学院を置く大学が外国に研究科、専攻その他の組織を設ける場合の基準</p>
<p>(2) 教育研究組織の適切性について、定期的を検証を行っているか。</p>		<p>【教】 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）</p>

3 教員・教員組織

点検・評価項目	評価の視点		対応法令等
	学士課程	修士・博士課程 専門職学位課程	
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	教員に求める能力・資質等の明確化		<p>【基】 教員 (第9条)</p> <p>【教】 学長、教授その他の職員 (第9.2条)</p> <p>【学】 教員組織 (第7条)</p> <p>授業科目の担当 (第10条)、 授業を担当しない教員 (第11条)</p> <p>専任教員 (第12条)、 専任教員数 (第13条)、 学長の資格 (第13条の2)、 教授の資格 (第14条)、 准教授の資格 (第15条)、 講師の資格 (第16条)、 助教の資格 (第16条の2)、 助手の資格 (第17条)</p> <p>【院】 共同学科に係る専任教員数 (第46条)</p> <p>教員組織 (第8条、第9条)</p> <p>一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織 (第9条の2)</p> <p>【専】 教員組織 (第4条、第5条)</p> <p>【告】 大学院設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、 乗学関係の学部に係る専任職員について定める件、 大学院に専攻ごとくに置くものとする教員の数について定める件、 1 専攻あたりの入学定員の一定規模数を 専門分野ごとに定める件、 大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件、 専門職大学院に関し必要な事項について定める件</p>
	教員構成の明確化		
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化		
	編制方針に沿った教員組織の整備		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置		

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	<p>教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化</p> <hr/> <p>規程等に定めた適切な教員人事</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員 (第92条)</p> <p>【学】 教授の資格 (第14条)、 准教授の資格 (第15条)、 講師の資格 (第16条)、 助教の資格 (第16条の2)、 助手の資格 (第17条)</p> <p>【院】 教員組織 (第9条)</p> <p>【専】 教員組織 (第5条)</p>
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	<p>教員の教育研究活動等の評価の実施</p> <hr/> <p>ファカルティ・デベロップメント (FD) の実施状況と有効性</p>	<p>【基】 教員 (第9条)</p> <p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第25条の3)</p> <p>【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第14条の3)</p> <p>【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (第11条)</p>

4 教育内容・方法・成果
教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目		評価の視点		対応法令等
		学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程
		学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示		
(1)	教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	教育目標と学位授与方針との整合性		※1
		修得すべき学習成果の明示		
(2)	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示		※2
		科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示		
(3)	教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	周知方法と有効性		※3
		社会への公表方法		【教】 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条）
※1	【教】 学位（第104条） 【位】 学士の学位授与の要件（第3条）、 修士の学位授与の要件（第4条）、 学位論文の審査の協力（第5条）、 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位（第5条の2）、 専門職学位の授与の要件（第5条の3） 【学】 教育研究上の目的（第2条）、 教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条） 【院】 教育課程の編成方針（第11条）			
※2	【学】 教育課程の編成方針（第19条）、 教育課程の編成方法（第20条）、 1年間の授業時間（第22条）、 各授業科目の授業期間（第23条）、 共同教育課程の編成（第43条）、 共同教育課程に係る単位の認定（第44条） 【院】 教育課程の編成方針（第11条）、 授業及び研究指導（第12条）、 研究指導（第13条）、 教育方法の特例（第14条）、 共同教育課程の編成（第31条）、 共同教育課程に係る単位の認定等（第32条） 【専】 授業の方法等（第8条、第9条）、 共同教育課程の編成（第32条）、 共同教育課程に係る単位の認定等（第33条）			
※3	【学】 教育研究上の目的（第2条） 【院】 教育研究上の目的（第1条の2）			

教育課程・教育内容

点検・評価項目		評価の視点		対応法令等
		学士課程	修士・博士課程	専門職学位課程
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	必要な授業科目の開設状況			
	順次性のある授業科目の体系的配置	専門教育・教養教育の位置づけ	コースワークとリサーチワークのバランス	
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	専門と実務との架橋を図る教育内容の提供	
	初年次教育・高六連携に配慮した教育内容			
		<p>【学】 教育課程の編成方針（第19条）、教育課程の編成方法（第20条）、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（第42条の2）、共同教育課程の編成（第43条）</p> <p>【院】 教育課程の編成方針（第11条）</p> <p>【専】 共同教育課程の編成（第31条）、共同教育課程の編成（第6条）、（第32条）</p>		
		<p>【学】 教育課程の編成方針（第19条）</p> <p>【院】 修士課程の編成（第3条）、博士課程（第4条）、教育課程の編成方針（第11条）</p> <p>【専】 専門職学位課程（第2条）、教育課程（第6条）</p>		

教育方法

点検・評価項目	評価の視点		対応法令等
	学士課程	修士・博士課程 専門職学位課程	
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用	<p>【学】 単位（第21条）、一年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、授業を行う学生数（第24条）、授業の方法（第25条）、昼夜開講制（第26条）履修科目の登録の上限（第27条の2）</p> <p>【院】 授業及び研究指導（第12条）、研究指導（第13条）、教育方法の特例（第14条）</p> <p>【専】 授業を行う学生数（第7条）、授業の方法等（第8条、第9条）、履修科目の登録の上限（第12条）</p> <p>【告】 多様なメディアを高度に利用した授業について定める件 授業の一部を校舎等以外の場所で行うことについて定める件</p>	
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実		
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	学生の主体的参加を促す授業方法	<p>研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導</p> <p>実務的能力の向上を旨とした教育方法と学習指導</p>	
	シラバスの作成と内容の充実	<p>【学】 成績評価基準等の明示等（第25条の2）</p> <p>【院】 成績評価基準等の明示等（第14条の2）</p> <p>【専】 成績評価基準等の明示等（第10条）</p>	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性		

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p>	<p>厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）</p> <p>単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性</p> <p>既修得単位認定の適切性</p>	<p>【学】 単位（第21条）、1年間の授業期間（第22条）、各授業科目の授業期間（第23条）、成績評価基準等の明示等（第25条の2）、単位の授与（第27条）、履修科目の登録の上限（第27条の2）、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等（第28条）、大学以外の教育施設等における学修（第29条）、入学前の既修得単位等の認定（第30条）、成績評価基準等の明示等（第14条の2）、大学設置基準の準用（第15条）、成績評価基準等の明示等（第10条）、他の大学院における授業科目の履修等（第13条）、入学前の既修得単位等の認定（第14条）、他の大学院における授業科目の履修等（第21条）、入学前の既修得単位等の認定（第22条）、他の大学院における授業科目の履修等（第27条）、入学前の既修得単位等の認定（第28条） 【告】 大学が単位を与えることができる学修を定める件</p> <p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第25条の3） 【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第14条の3） 【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第11条）</p>
<p>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>	<p>授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施</p>	<p>【学】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第25条の3） 【院】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第14条の3） 【専】 教育内容等の改善のための組織的な研修等（第11条）</p>

成果

点検・評価項目	評価の視点		対応法令等
	学士課程	修士・博士課程 専門職学位課程	
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	専門職学位課程	【教】 自己点検・評価及び認証評価制度 (第109条)
	学生の自己評価、卒業後の評価 (就職先の評価、卒業生評価)		
(2) 学位授与 (卒業・修了認定) は適切に行われているか。	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	【教】 修業年限の特例 (第89条) 【教規】 卒業認定 (第147条) 【教位】 学士の学位授与の要件 (第2条) 修士の学位授与の要件 (第3条) 博士の学位授与の要件 (第4条) 学位論文の審査の協力 (第5条) 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位 (第5条の2) 専門職学位の授与の要件 (第5条の3) 【学】 共同学科に係る卒業の要件 (第45条) 【院】 修士課程の修了要件 (第16条)、 博士課程の修了の要件 (第17条)、 共同教育課程に係る修了要件 (第33条) 【専】 専門職学位課程の修了要件 (第15条)、 専門職大学院における在学期間の短縮 (第16条)、 法科大学院の課程の修了要件 (第23条)、 法科大学院における在学期間の短縮 (第24条)、 教職大学院の課程の修了要件 (第29条)、 教職大学院における在学期間の短縮 (第30条) 共同教育課程に係る修了要件 (第34条)

5 学生の受け入れ

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。</p>	<p>求める学生像の明示 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 障がいのある学生の受け入れ方針</p>	<p>【教】 入学資格（第90条）、 大学院の入学資格（第102条）</p>
<p>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。</p>	<p>学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性</p>	<p>【教】 入学資格（第90条）、 大学院の入学資格（第102条）、 大学の編入学（第132条） 【教規】 高校卒業者と同等以上と認められる者の要件（第150条）、 特に優れた素質を有すると認められる者の入学資格に関する細目（第151条、第152条、 第153条、第154条） 【学】 入学者選抜（第2条の2）</p>
<p>(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<p>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</p>	<p>【学】 収容定員（第18条） 【院】 収容定員（第10条）</p>
<p>(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。</p>		<p>【教】 自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【教規】 飛び入学について自己点検・評価の実施と公表（第158条）</p>

6 学生支援

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 補習・補充教育に関する支援体制とその実施 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性 奨学金等の経済的支援措置の適切性	
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 ハラスメント防止のための措置	【学】 厚生補導の組織（第42条） 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を 培うための体制（第42条の2）
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 キャリア支援に関する組織体制の整備	【学】 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を 培うための体制（第42条の2）

7 教育研究等環境

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。</p>	<p>学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画</p>	<p>【告】 大学設置基準第53条に基づく段階的整備について定める件、大学院設置基準第38条に基づく段階的整備について定める件</p>
<p>(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。</p>	<p>校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 校地・校舎・施設・設備の維持・管理・安全・衛生の確保</p>	<p>【学】 校地(第34条)、運動場(第35条)、校舎等施設(第36条)、校地の面積(第37条)、校舎の面積(第37条の2)、付属施設(第39条)、葉学実務実習に必要な施設(第39条の2)、機械、器具等(第40条)以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備(第40条の2)、共同学科に係る校地の面積(第47条)、共同学科に係る校舎の面積(第48条)、共同学科に係る校舎の施設及び設備(第49条)</p> <p>【院】 講義室等(第19条)、機械、器具等(第20条)、学部等の施設及び設備の共用(第22条)、二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備(第22条の2)、共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備(第34条)</p> <p>【専】 専門職大学院の諸条件(第17条)</p>
<p>(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。</p>	<p>図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備</p>	<p>【学】 図書等の資料及び図書館(第38条) 【院】 図書等の資料(第21条)</p>

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。</p>	<p>教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備 ティーチング・アシスタント (T A) ・リサーチ・アシスタント (R A) ・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保</p>	<p>【学】 付属施設 (第 39 条)、 乗学実務実習に必要な施設 (第 39 条の 2)、 機械・器具等 (第 40 条)、 二以上の校地において教育研究を行う場合に おける施設及び設備 (第 40 条の 2)、 教育研究環境の整備 (第 40 条の 3) 【院】 機械・器具等 (第 20 条)、 教育研究環境の整備 (第 22 条の 3)</p>
<p>(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。</p>	<p>研究倫理に関する学内規程の整備状況 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性</p>	

8 社会連携・社会貢献

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	<p>産・学・官等との連携の方針の明示</p> <p>地域社会・国際社会への協力量針の明示</p>	
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	<p>教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動</p> <p>学外組織との連携協力による教育研究の推進</p> <p>地域交流・国際交流事業への積極的参加</p>	<p>【基】 大学 (第7条)</p> <p>【教】 目的 (第83条)、 公開講座 (第107条)</p>

9 管理運営・財務
管理運営

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。</p>	<p>中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 意思決定プロセスの明確化 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 教授会の権限と責任の明確化</p>	<p>【教】 教授会の設置（第93条） 【教規】 代議員等の設置（第143条）</p>
<p>(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。</p>	<p>関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 学長の資格（第13条の2）</p>
<p>(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。</p>	<p>事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用</p>	<p>【教】 学長、教授その他の職員（第92条） 【学】 事務組織（第41条）</p>
<p>(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>	<p>人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性</p>	

財務

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。</p>	<p>中・長期的な財政計画の立案 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性</p>	<p>【学】教育研究環境の整備（第40条の3） 【院】教育研究環境の整備（第22条の3）</p>
<p>(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。</p>	<p>予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立</p>	

10 内部質保証

点検・評価項目	評価の視点	対応法令等
<p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p>	<p>自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応</p>	<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【教規】教育研究活動等の状況に係る情報の公開（第172条の2）</p>
<p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p>	<p>内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底</p>	<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【学】趣旨（第1条） 【院】趣旨（第1条） 【専】趣旨（第1条）</p>
<p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p>	<p>組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応</p>	<p>【教】自己点検・評価及び認証評価制度（第109条） 【学】趣旨（第1条） 【院】趣旨（第1条） 【専】趣旨（第1条）</p>

【付録 4】

大学評価における評価基準

I 方針に沿った活動状況及び理念・目的、教育目標の達成状況の評価

- S：** 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。
- A：** 概ね方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標がほぼ達成されている。
- B：** 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成がやや不十分である。
- C：** 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
- 不能：** (現時点では) 評価できない。

【評価に際しての留意事項】

- ・評価は、大学基準を構成する各基準ごとにそれぞれの評価を踏まえて付すものであることから、1の基準においてC評価がなされることをもって、総合評価における【否】あるいは【期限付適合】の判定をただちに行わない。
- ・大学による理念・目的、目標および方針が明らかでなく、活動状況を評価しがたい場合は、評価「不能」とすることができる。ただし、実地調査等を通じて所要の情報の収集を行いこれを解消するように努める。

II 総合評価における認定の可否

- 可：** 本協会の大学基準に適合していることを認定する。
- 期限付可：** 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、再評価の受審を課す^(※)。
- 否：** 本協会の大学基準に適合しているとは認定しない。

※ 再評価を受審しない場合は、適合の期限（3年）を終了した時点で、【否】の扱いとなる。

- ・「平成 15 年度加盟判定審査 合・否・保留の判断に関わる事項」（15. 12. 12 理事会承認）、および「期限付適合について」（21. 12. 14）を踏まえ、総合評価における【否】または【期限付適合】の判定は、以下の点を考慮のうえで決定する。

- 1 重大な問題と考えられる事項が相当数存在すると判断した場合、「否」ま

たは「期限付適合」と評定することがある。

- 2 1に言う「重大な問題と考えられる事項」の1つとして、学部の収容定員に対する在籍学生数比率が挙げられる。【期限付適合】と判定する場合にあっては、大学全体の在籍学生数比率が0.8を下回る場合を、また【否】と判定する場合においては、同じく0.6を下回る場合を、それぞれ目安として判定の考慮に入れる。ただし、在籍学生数比率のみをもって、【期限付適合】または【否】と判定しない。再評価にあたっては、前記比率が2年連続0.8以上であるか否かを考慮しつつも、改善・改革への努力を重視して合否の判定をすることとする。
- 3 【期限付適合】と判断すべきか【否】と判断すべきかは、「重大な問題と考えられる事項」に関する改善計画の蓋然性等を考慮して判断する。
- 4 提出された「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」に重大な不備があり、内部質保証体制、殊に自己点検・評価の姿勢に大きな問題があると判断される場合、【否】または【期限付適合】と判定することがある。ただし、このことのみをもって【否】または【期限付適合】と判定しない。

平成23年度大学評価 評価に際し留意すべき事項

凡例

【学士】 …特定の学位課程を対象とする場合、その学位課程名称を記載

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
1 理念・目的	1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	基盤 ①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ②高等教育機関として大学が追求すべき目的 ^(※) を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 ※ 「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照	①建学の精神、目指すべき方向性や達成すべき成果等を明らかにし、当該大学、学部・研究科の理念・目的として適切である。 達成度
	2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか	基盤 ③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。	②理念・目的の周知・公表に関する各種方策 ^(※) をとり、当該大学に対する理解向上につながっている。 ※ 周知・公表の有効性や方法の適切性等の定期的な検証・改善など 達成度
	3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		③検証を実施する体制を整備し、責任を明確にするなどしたうえで、理念・目的の適切性について、恒常的かつ適切に検証を行っている。 達成度
2 教育研究組織	1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。		①教育研究組織が、当該大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものである。 達成度
	2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。		②検証を実施する体制を整備し、責任を明確にするなどしたうえで、教育研究組織の適切性について、恒常的かつ適切に検証を行っている。 達成度
3 教員・教員組織	1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	基盤 ①採用・昇格の基準等において、法令 ^(※) に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※ 学校教育法第92条、その他大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照	①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢など、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、教員組織の編制方針を定めている。 達成度
		②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。	

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
	<p>2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか</p> <p>3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか</p> <p>4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか</p>	<p>③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を満たしていること^(※)。</p> <p>※【法令によって定められた必要数】 大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及びこれらに付随する文部科学省告示等参照。</p> <p>④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。</p>	<p>②教員組織の編制方針に従う教員組織を編成している。 (評価に当たっては、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであるかに留意する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針と教員組織編制実態の整合性 十分な教育活動を展開するための取り組み(例えば、授業科目と担当教員の適合性を判断する措置の導入や、専任教員1人あたり学生数に対する配慮などが考えられる。) 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化するなど、その適切性・透明性を担保するための取り組み <p>達成度</p>
<p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針</p>	<p>1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか</p> <p>2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか</p> <p>3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか</p> <p>4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか</p>	<p>①課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を、理念・目的を踏まえ、設定していること。</p> <p>②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を設定していること。</p> <p>③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。</p>	<p>③教育研究、その他の諸活動^(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を行い、教員・教員組織の質の維持・向上を恒常的かつ適切に行っている。</p> <p>※ ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を言う。授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みについては、4 教育内容・方法・成果において問う</p> <p>達成度</p>
<p>教育課程・教育内容</p>	<p>1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか</p> <p>2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p>	<p>④【学士】 当該学部の教育における教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしていること。</p> <p>⑤【修士・博士】 当該研究科等の教育におけるコースワーク、リサーチワークの位置づけを明らかにしていること。</p> <p>⑥【専門職】 当該研究科等の教育における理論教育、実務教育の位置づけを明らかにしていること。</p>	<p>②当該学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっている。 (評価に当たっては、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであるかに留意する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 方針と教育課程の編成・実施実態の整合性 学生の順次的・体系的な履修への配慮 各学位課程の固有の課題に応える措置(例えば、学士課程においては、初年次教育・高大連携への配慮など) <p>達成度</p>

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
教育方法	1) 教育方法および学習指導は適切か	基盤 ⑦当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。	③当該学部・研究科の教育課程の編成・実施方針に従い、学生に期待する学習成果の修得を促進する教育方法を採用している。 (評価に当たっては、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであるかに留意する。) <ul style="list-style-type: none"> 方針と、授業形態等の教育方法の実態との整合性 学習指導の充実等、学生の学習成果の修得を促進する取り組みシラバスを通じて示した授業計画、成績評価方法・基準等の適切な履行
		基盤 ⑧【学士】 単位の実質化を図るため、1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。 これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置（厳格な成績評価など）が併せてとられていること。	
	基盤 ⑨【修士・博士】 研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること		
	基盤 ⑩授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	基盤 ⑪授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。	達成度	
	基盤 ⑫既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。		
	基盤 ⑬教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。		
3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	達成度 ④教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が、定期的実施されるものであり、また、これを踏まえた改善プロセスを明らかにしているなど、教育の質の維持・向上に恒常的かつ適切に取り組んでいる。		
4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	達成度 ⑤学生の学習成果を測定するための評価指標の開発及び教育内容・方法等の改善への活用に努めている。		
成果	1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	達成度 ⑥学位授与方針に従って学位授与を行っている。	
	2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか	基盤 ⑭卒業・修了の要件を明確にし、あらかじめ学生が知ることができる状態にしていること。 基盤 ⑮学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を明らかにし、これをあらかじめ学生が知ることができる状態にしていること。	

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
5 学生の受け入れ	1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	<p>①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。</p>	<p>①学生募集、選抜の実施状況等は、公正・適切なものである。 (評価に当たっては、当該大学の説明・証明から、下記のこと明らかにしているかに留意する。)</p>
		<p>②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。</p>	<p>達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の受け入れ方針と、学生募集、選抜の方法等の整合性 学生の受け入れを適切に行うための必要な体制の整備
	2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学を選抜を行っているか	<p>③学生募集、入学選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。</p>	
	3) 適切な定員を設定し、入学を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	<p>④【学士】 学部における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である^(※)。</p> <p>※ 【定員超過の場合の提言指針】 ≪実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)≫ 1.20以上：努力課題 1.25以上：改善勧告 ≪医学・歯学≫ 1.00以上：努力課題 1.05以上：改善勧告 ≪上記以外の分野≫ 1.25以上：努力課題 1.30以上：改善勧告 ≪未完成学部≫ いわゆる「届出設置」の場合は、前身となる学科等の状況を勘案するなど、条件に応じて判断する。</p> <p>※ 【定員未充足の場合の提言指針】 ≪全て≫ 0.9未満：努力課題、 0.8未満：改善勧告 ≪未完成学部≫ 定員超過の場合の提言指針に準じる。</p>	
		<p>⑤【学士】 学部における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である^(※)。</p> <p>※ 【定員超過の場合の提言指針】 入学定員に対する入学者数比率に関する提言指針(上記)に準ずる(なお、定員の超過が留年者数の増加によるものである場合は、その事情を考慮する)。</p> <p>※ 【定員未充足の場合の提言指針】 入学定員に対する入学者数比率に関する提言指針(上記)に準ずる。</p>	

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
		⑥【学士】 学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が1.00 ^(※) である。 ※ 【定員超過の場合の提言指針】 ≪未完成学部を除く全て≫ 1.30以上：努力課題 ≪未完成学部≫ 1.30以上：努力課題としては提言しない。 ただし、概評において指摘する。 ※ 【定員未充足の場合の提言指針】 ≪未完成学部を除く全て≫ 0.7未満：努力課題 ≪未完成学部≫ 0.7未満：努力課題としては提言しない。 ただし、概評において指摘する。	
	4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	⑦【修士・博士・専門職学位課程】 部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。	②検証を実施する体制を整備し、責任を明確にするなどしたうえで、学生の受け入れの適切性について、恒常的かつ適切に検証を行っている。 達成度
6 学生支援	1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか		①修学支援、生活支援及び進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めている。 達成度
	2) 学生への修学支援は適切に行われているか		②修学支援のための仕組み、組織体制、その運用状況等が、学生支援に関する方針に沿うものであり、学生に対する支援として適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 達成度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 留年者および休・退学者の状況把握と対処 ・ 補習・補充教育の実施 ・ 障がい学生に対する修学支援の実施 ・ 奨学金を措置するなどの経済的支援の実施
	3) 学生の生活支援は適切に行われているか		③学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生等、生活支援のための仕組み、組織体制、その運用状況等が、学生支援に関する方針に沿うものであり、学生に対する支援として適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 達成度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生相談室を設置しカウンセラ一等の専門の相談員を置くなど、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内 ・ 各種ハラスメント防止に関する体制（責任を有する委員会、相談窓口）の整備、手続の明確化、学生への案内

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
	4) 学生の進路支援は適切に行われているか	①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	④進路支援、学生のキャリア形成支援のための仕組み、組織体制、その運用状況等が、学生支援に関する方針に沿うものであり、学生に対する支援として適切であるといえる。
7 教育研究等環境	1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか		①学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学、学部・研究科の理念・目的を踏まえて定めている。
	2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか	①校地および校舎面積が、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	②校地及び施設・設備は、その運用状況等（維持管理の体制含む）において、方針に沿い適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備、機器・備品を適正に管理する責任体制、および衛生 安全を確保するためのシステム整備 バリアフリーに対応するなど、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み
	3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか	②図書館における図書、学術雑誌、電子媒体等の整備状況が、当該大学、学部・研究科等における教育研究活動に支障のない質・量のものであること。	③図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報及びその利用環境が、方針に沿い適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークを整備するなどの、学術情報へのアクセスの充実 座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備
		③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な職員を配置していること。	
	4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか	④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給している。	④教育研究を支援する環境や条件が、その整備・運用状況等から見て、方針に沿い、適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 研究専念時間の設定など、教員の研究機会の保障 ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の人的支援 研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置
5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか	⑤専任教員に対する研究室を整備している。		
8 社会連携・社会貢献	1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか		①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学・学部・研究科の理念・目的を踏まえながら定めている。
	2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか		②社会連携・社会貢献に関する取り組み、実績等から、社会連携・社会貢献を方針に沿って推進しているといえる。

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
9 管理運営・財務 管理運営	1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか		①方針は、意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）や中長期の大学運営のあり方を明確にしたものである。
	2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか	基盤	②管理運営方針に基づき、必要となる規程を定め、それに基づいた管理運営を適切に行っている。
	3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか	基盤	③事務職員の意欲・資質向上のために取り組むなど、事務組織の機能を高める努力をしている。
	4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか		
財務	5) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか		④【大学財務評価分科会評価事項】 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）を確立している。 中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定されている。また、それらの関連性が適切である。 教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）している。 文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用等の状況は、当該大学の財政基盤の充実を図る上で適切である。 （私立大学）当該大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示している。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されている。
	6) 予算編成および予算執行を適切に行っているか	基盤	⑤【大学評価分科会評価事項】 予算編成、執行のルール、過程、財務監査等に問題が認められる場合は、達成度評価①または②のなかであわせて評価を行う。 （その際、下記の点などに留意する） ・ 予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性（予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組み等、適切性・明確性を高める取り組みを含む） ・ 監事を中心とした監査の方法・プロセス・体制等の適切性、客観性 ※ なお、大学財務評価分科会は本達成度評価事項に関し、大学評価分科会に対して意見を出すことができる。

大学基準	点検・評価項目	留意すべき事項	
10 内部質保証	1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか	①自己点検・評価を定期的実施していること。	①情報公開に積極的に取り組み、当該大学に対する理解向上のために努力している。その際、下記事項については、特に適切な配慮を行っている。
		②自己点検・評価の結果を、ホームページへの掲載等を通じ、当該大学以外の者に対して公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> 当該大学を設置する法人は、その法人の財務関係の書類を、教職員・学生・父母等の関係者が閲覧可能な状態にするとともに財務に関する情報を積極的に公表することによって、当該大学に対する理解向上のために努力しているといえる。
		③公的な刊行物、ホームページ等によって、受験生を含む社会一般に対して公表する情報が、法令上求められる事項 ^(※) を中心としたものであること。	達成度
		※ 【法令上求められる事項】 A 学校教育法（同法施行規則）によるもの <ul style="list-style-type: none"> 大学の教育研究上の目的に関すること 教育研究上の基本組織に関すること 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たつての基準に関すること 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報 B その他法律、政令、府省令、条例等によるもの	達成度
	2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか		②方針は、自己点検・評価、その結果に基づく改善・改革といった、PDCAの各段階における責任主体・組織、権限、手続を明らかにするなど、質保証を組織的に行う大学の姿勢を明確にしたものである。また、その方針に沿い、内部質保証システムを恒常的かつ適切に機能させている。
	3) 内部質保証システムを適切に機能させているか		達成度 <ul style="list-style-type: none"> 学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫が見られること。 文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。